

消防署から大切なお知らせ

大切な林野と生活を守るために、

令和8年1月1日から**新たな注意報**が始まります。

発令中は、

屋外での火の取扱い **禁止**

新設

林野火災注意報

発令中

*火災予防にご協力をお願いします。

【お問い合わせ】梓川消防署安曇出張所 TEL: 0263-94-2662



林野火災注意報

大切な林野と生活を守るために、

令和8年1月1日から新たな注意報が始まります。

「林野火災注意報」や「火災警報」が発令されたら屋外での火の取扱いは禁止です。

	新設 林野火災注意報 (条例第29条の8)	火災警報 (消防法第22条)
気象状況	林野火災の予防上注意を要する気象状況	林野火災の予防上危険な気象状況
発令指標	<p>①前3日間の合計降水量1mm以下 + 前30日の合計降水量が30mm以下</p> <p>②前3日間の合計降水量1mm以下 + 「乾燥注意報」が発表</p> <p>※当日に降水が見込まれる場合や、積雪がある場合は、この限りではない。</p> <p>【Point】 ▶数日間、雨が降らず乾燥しているとき</p>	<p>①実効湿度60%以下で 最小湿度40%以下で 最大風速7mを超える（見込み）</p> <p>②平均風速10m以上が 1時間以上連続（見込み）</p> <p>【Point】 ▶乾燥していて強風が吹くとき</p>
内容	<p>【火の使用制限】 (松本広域連合火災予防条例第29条)</p> <p>①山林、原野等において火入れをしないこと ②煙火を消費しないこと ③屋外において火遊び又はたき火をしないこと ④屋外においては引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと ⑤山林において喫煙をしないこと ⑥残火（たばこの吸い殻を含む）、取灰又は火粉を始末すること。</p>	
罰則	罰則なし *努力義務	罰則あり 罰金30万円以下または拘留

たき火・枯草焼き・畔焼きなどは、事前に消防署への届出が必要です。



所定の様式に記入して安曇出張所に提出してください。

QRコードからダウンロード可能です



【届出先】

〒390-1504 松本市安曇2819番地1 梓川消防署安曇出張所 TEL94-2662